

CAUTION

CAUTION

CAUTION

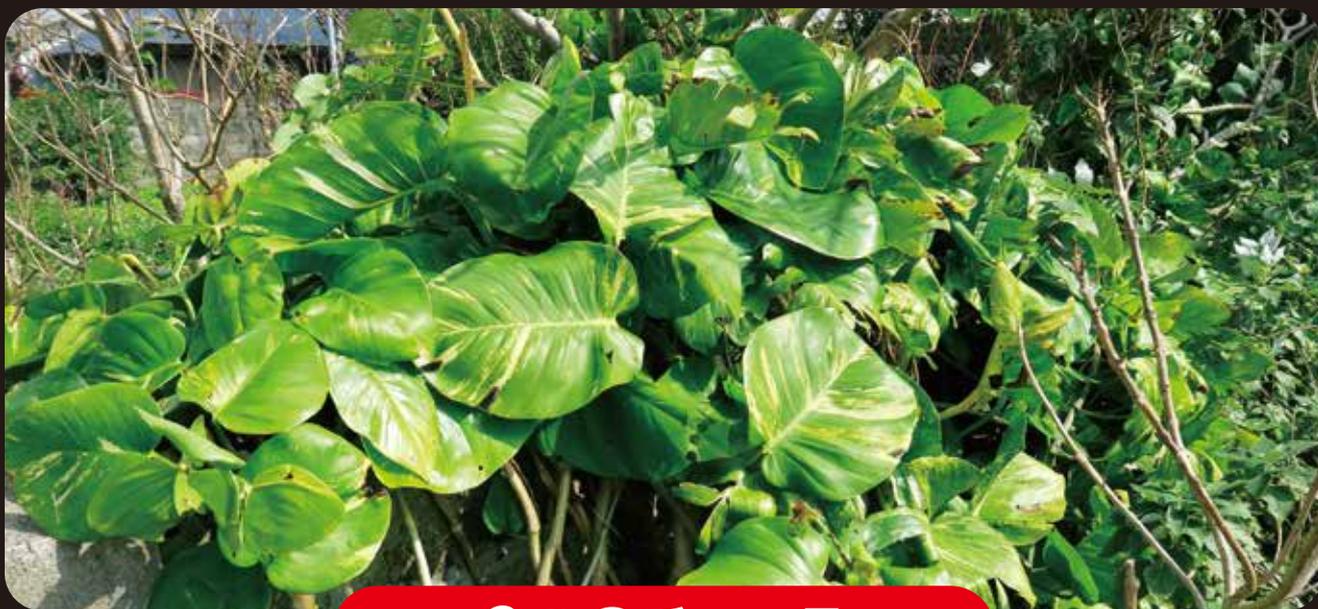
CAUTION

CAUTION

その動植物、



「指定外来動植物」です!!



3つのチェック

- その動植物、「指定外来動植物」に指定されていない?
- その場所、飼養等（飼養・栽培・保管又は運搬）が規制された地域になっていない?
- 指定外来動植物を拡げない対策（逃がさない施設）の準備は大丈夫?



鹿児島県

鹿児島県では、指定外来動植物の取扱いを規制する「指定外来動植物による鹿児島の生態系に係る被害の防止に関する条例」を平成31年4月から施行しています。

条例に基づく規制は？

- 「指定外来動植物」の取扱いを規制する地域では、適切な施設で飼養等が義務付けられるほか、野外への放出等(放出・植栽・は種)が禁止されます。

規制の対象地域での飼養等はどうすればいいの？

方法

- 県の告示で規制の対象地域における指定外来動植物の「飼養等の方法」を定めています。内容をご確認の上、適切な飼養等を行ってください。

施設

- 指定外来動植物が逸走・逸出しないよう「収容施設の基準(適合飼養等施設の基準)」を定めています。要件に適合する施設で飼養等を行ってください。

※詳しくは、店頭リーフレットをご覧くださいかQRコード(鹿児島県ホームページへリンク)からご確認ください。



指定外来動植物の指定状況(令和元年度現在)

番号	指定外来動植物の種類	条例に基づく規制										
		飼養等の方法	取扱いを規制する地域	収容する施設の種類(適合飼養等施設)								
				おり型施設等	擁壁式施設等	移動用施設	水槽型施設等	人工池沼型施設等	網いけす型施設	屋内栽培施設	ほ場型施設	
1	イノシシ (リュウキュウイノシシを除く)	動植物の種類別に定められた方法での飼養等が必要	西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
2	キュウシュウヅカ		西之表市(同市馬毛島の区域を除く), 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
3	ニホンイタチ		西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
4	ホンドタヌキ		西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域	●	●	●						
5	インドクジャク		県内全域	●	●	●						
6	ニホンスッポン		西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域			●	●	●	●			
7	オキナワキノボリトカゲ		県内の区域のうち, 奄美市及び大島郡を除く区域	●		●	●					
8	アフリカツメガエル		県内全域			●	●					
9	コイ		西之表市, 奄美市, 鹿児島郡, 熊毛郡及び大島郡の区域			●	●	●	●			
10	グリーンソードテール		県内全域			●	●	●	●			
11	アメリカハマグルマ (ミツバハマグルマ)		県内全域			●				●	●	
12	ホテイアオイ (ウォーターヒヤシンス)		県内全域			●	●	●	●			
13	ボトス (オウゴンカズラ)		奄美市及び大島郡の区域			●				●	●	
14	ムラサキカッコウアザミ (オオカッコウアザミ)		県内全域			●				●	●	

※指定外来動植物は、野外に侵入・定着すると生態系への影響が危惧される動植物です。指定種は毎年更新されますので最新の情報をご確認ください。



鹿児島県 環境林務部 自然保護課
鹿児島市鴨池新町10番1号 ☎(099)286-2616